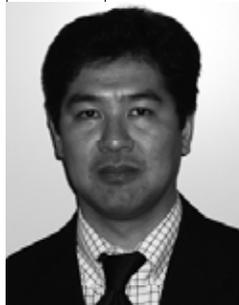


「核なき世界」実現への課題

一橋大学准教授

秋山 信将



はじめに

「核なき世界」は、2007年にヘンリー・キッシンジャーをはじめとする、いわゆる四賢人が『ウォール・ストリート・ジャーナル』に寄稿した評論で示した概念であった。強大な核戦力を背景に冷戦を戦ってきた四人が、核廃絶は可能であるとの言説を展開したことは、それまで核軍縮に関してそれほど前向きではなかった国際世論の趨勢を大きく変えるインパクトを持っていた。

そして2009年4月にアメリカのオバマ大統領が

ブラハで行った演説は、「核なき世界」を理想にとどめるのではなく、実現を目指すべき目標であるとの意識を国際社会の中で醸成した。もちろん、演説の中で触れられているように、「核なき世界」はそう簡単に実現する政策目標ではない。むしろ、アメリカが最も深刻な脅威と認識をする核テロに対して、国際社会が一致して取り組みのための国際協調を確立しようとするレトリックにすぎない、との冷めた見方をすることもできる。しかし、「核なき世界」演説に呼応する動きが、政治指導層、市民社会、そして外交といった国際社会

のあらゆるレベルで喚起されてきたことは間違いない。潘基文国連事務総長による核軍縮に関する5項目提案、日豪のイニシアティブによる核不拡散・軍縮に関する国際委員会、米ロの新START条約調印や、アメリカの『核態勢の見直し（NPR）』、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の最終文書採択など核軍縮を後押しする動きはこうした潮流の中に位置付けられよう。

現実には、今のままのモメンタムで一気に「核なき世界」の実現までに向かうとは考え難い。「核なき世界」の実現に向けた具体的なステップを構想する中で国際社会が解いていくべき課題は数多い。しかし、最近の核軍縮をめぐる議論の傾向として、これまで安全保障コミュニティにおいてア・プリオリに受け入れられてきた核をめぐる理論や戦略概念を前提とした国際秩序観が再考を迫られる状況が生まれてきた。

「核なき世界」は、その大前提として、核による秩序より安全で平和な世界でなくてはいけない。また、「核なき世界」への移行期も安定的に管理されなくてはならない。米ロの新START条約に続く核軍縮交渉は

どのようなものになるのか。米ロ以外の核保有国をどのように軍縮プロセスに巻き込んでいくのか。そして、核戦力の規模および役割が縮小した場合、拡大抑止の下にある同盟国の安全はどう保たれるのか。従来の核抑止や「戦略的安定性」の理論では、これらの状況をうまく説明することは困難になっている。

「核なき世界」をめぐる一連の言説はまた、核兵器をめぐる道義性（非倫理性）の問題にも再び光を当てることになった。冷徹な政治のリアリズムの中では、国家の生存という究極の目的の前に人道や倫理を問うことは阻却され得るであろうというのが従来の有力な考え方であった。しかし、オバマ大統領が「核兵器を使用した唯一の国として」アメリカが核軍縮を進める「道義的責任がある」と語り、また、核テロの脅威を強調する文脈において一回の核兵器の爆発が多くの犠牲者を発生させるだけでなく究極的には人類の生存にまで影響が出ると述べたことで、核テロの重大性を示唆する一方、国家にとっては、核兵器の使用がその非人道的結果ゆえに、敷居が高いことを想起させた。もちろん、オバマ大統領は同じ演説の中で核抑止の重要性に

言及してはいる。しかし、核と道義性の関係への関心の高まりは、核戦略の構想、ひいては核の政治的意味にどのような影響をもたらすのであろうか。

また、「核なき世界」がたとえ実現したとしてもどのように維持されるのか。「核なき世界」においては、原子力の平和利用が広がり、核燃料サイクル技術が各地に広がることによる核拡散や軍事転用のリスクは、今まで以上に重大なインパクトを与える。このようなリスクを完全に抑制することは、既存の核不拡散体制の下で可能なのであろうか。また、もしそれが不可能だとすると、核拡散を効果的に防止できるメカニズムを作ることは本当に可能なのであろうか。

もちろん、それ以外にも様々な課題はあるが、本稿では、これら三つの論点を中心に、「核なき世界」実現に向けた課題を議論する。

核軍縮プロセスの多国間化

新START条約は2010年8月現在、米ロ両国の議会での批准を待っているが、今後二国間でさらに核軍備管理・軍縮交渉を進めるには幾つかの困難が存

在する。米ロ両国には、戦術核の削減、ミサイル防衛(HD)、プロンプト・グローバル・ストライク(PGS)を含む通常兵器の役割などをめぐって見解の隔たりがある。米国は、戦術核の削減を進めたいと考えているのに対して、ロシアは通常戦力の劣位を補完するためにも戦術核は必要だと考える。米国が同盟国と進めるミサイル防衛網の整備については、ロシアが不快感を持つ。また、PGSを含む、精密化した通常兵器による核能力の代替についても米ロの技術格差等の要因によって両国の立場が大きく異なっている。

従来の米ロ間の力の均衡は、戦術核の領域に便宜的に収斂され、軍備管理条約を通じて相互確証破壊の状態を制度化させたものであった。それにより米ロは、相互に脆弱な状態に置かれていることを認め、外形標準的な「戦略的安定性」についての相互の了解を獲得してきた。そして、相互抑止による安定化においては、相手はその戦略を理解していると信じているときに、その相手に対して核抑止が利いていると信じていることができることが重要であった。

しかし、戦術核やMD、PGSをも含めた軍備管理・

軍縮交渉を行う場合、戦略環境の認識においても、また戦力構成においても存在する米口間の非対称性をどのように戦略的安定性の等式の中に包摂していくのが課題となる。今後の米口間の軍備管理交渉では、新たな戦略的安定性の態様を確立していかなければならない。

同時に重要な課題は、米口以外の核兵器国を含む核軍縮のプロセスをいかに構想していくかである。米口で新START条約の次のラウンドの進展、あるいは、米口の核戦力のレベルが一定程度まで下がるのを待たずに、軍縮対話から交渉へとつながる一連の多国間軍縮プロセスをどう実現するのか。

この課題への取り組みは容易ではない。例えば、中国を軍縮プロセスへ関与させようとした場合を考えてみたい。長距離の戦略核を中心とするアメリカの核戦力構成に対し、中国が保有しているのは中距離戦力が中心であり、長距離戦力は限定的である。アメリカから見た場合、米中二国間関係のみを考えれば長距離戦力への対処だけで十分であるが、中国の隣国である日本や韓国といった同盟国への拡大抑止の提供という観

点からは、中国の短中距離戦力にどう対処するかが課題となる。中国にとってみれば、ロシア、インドといった近隣の核兵器国との戦略バランスを取るため中距離核戦力は重要である。また、日米が共同で配備を進めるミサイル防衛等の「拒否的抑止」能力の向上が、「懲罰的抑止」を中心としてきたこれまでの抑止関係のモダリティをどう変えるのか、その戦略的インプリケーションの評価がどうなるかによって、米中間の均衡の等式は大きく変わってくる。

また、米中間の核戦力が非対称であるが故の困難も存在する。核抑止を軍備管理によって制度化することによる従来の米口間における戦略的安定性では、戦力均衡を検証するために戦力の透明性の担保が重要な要素であった。ところが、中国は戦力の非対称性を補完するために自国の核戦力（弾頭数、運搬手段、配備状況など）を公表していない。むしろ、先行不使用や無条件の消極的安全保証など、核ドクトリンでの核の役割の低減を重視する。すなわち、米中間では核抑止のあり方に対する認識の相違があるため、戦略的安定性のボトムラインとして透明性を採用することに合意す

ること自体が困難であり、従来の思考で言えば「戦略的安定性」の前提が存在しないことを意味する。

東アジアにおける「戦略的安定性」の等式は、これまで以上に多くの変数が含まれる複雑なものになるであろう。さらに、南アジアにおけるインドとパキスタンのライバル関係も、それ自体非常に複雑な構造を持ち、グローバルな核軍縮にとって大きな課題であるが、この南アジアの核競争が、隣接する中国の戦略的考慮に影響を及ぼすことは疑いがない。そうであるならば、地域の核軍縮に決定的な影響を与える安全保障環境情勢は特定の域内で完結するものではなく、むしろ地域間で密接に絡み合うことになる。

今後の核軍縮プロセスは、米ロ二国間にせよ多国間にせよ、非対称的な戦力構成と非対称的な戦略的関心を有する国同士の間で新たな「戦略的安定性」を確立していく過程でもある。アメリカの「核態勢の見直し(NPR)」でも、相互の核攻撃に対する脆弱性に依拠する安定性ではなく、通常兵器の役割、ロシアや中国などとの対話を通じた信頼の醸成による安定性の追求や、こうした対話や同盟国などとの協力なども含む、

地域の情勢に応じたテラードの抑止体制や地域安全保障アーキテクチャーなど、戦略核のバランス以外の部分が重要な要素となるような抑止の構築が模索されている。

従来の核抑止の実績は、核の脅威をめぐるパラダイムの変化がある中で、これからの核兵器および核抑止の正当性を担保するものではない。むしろ、新しい「戦略的安定性」の論理を構築する必要がより高まってきたと言えよう。核兵器国間および関係当事国間の戦略的理解を収斂させるための包括的戦略・軍縮対話、および軍備管理交渉のプロセスを構想せねばならない。

核の役割の縮小に向けて —「核戦略と倫理」再考—

今後の核戦略のあり方を考える上で、より考察を深める必要があるのが、核兵器の倫理性の問題であろう。核兵器の倫理性を問うこと自体は新しいものではない。そもそも、広島や長崎の体験を基にして語られる核廃絶論は、核兵器の持つ非人道性を正面から捉えての議論であり、反核運動はこのような道義性に強く根差し

た活動である。国連でも、1961年の総会決議1653（XVI）で核兵器の使用が無差別な苦しみと、人類および文明の破壊をもたらすが故に国際法および人道法に反する、と宣言している。また、1963年に東京地方裁判所が下した判決では、三人の国際法学者の参考意見を基に広島および長崎への原爆投下は、無防備な都市に対する無差別爆撃で軍事目標と民間を区別する、いわゆる「差別の原則」に反し、また、必要な苦痛を与える非人道的害敵手段を禁止する「必要性の原則」に反するため、国際法違反であるとの判断を示した。これらの例が示すように、核の使用の違法性に関しては政治的、法的な議論はそれなりになされてきた。

他方、核廃絶論は、ともすれば感情論の発露もしくは理想論であって政治の現実を踏まえていない、といったような批判を受けがちである。たしかに、主権国家の防衛という、現在の主権国家体系を中心とする国際社会では依然として最も重要な価値の実現のためには、その手段の合法性に対する疑問は、相対的に軽く扱われる傾向がある。

しかし、軍事施設を標的にした核攻撃であっても、それに伴う2次被害として民間人の犠牲が出る場合、そのような攻撃は許容し得るのか。そもそも、敵の核攻撃を抑止するために、敵国であっても大量の民間人の殺戮を想定する核による報復を前提とする威嚇が道義的であるのかどうか。そして究極的には、もし抑止に失敗したとき、政策決定者は、自国の防衛目的のためとはいえ、いくら敵国であったとしても大量の無辜の市民を犠牲にする核の使用を決断することができるであろうか。冷戦末期の1986年にジョセフ・ナイが著した『核戦略と倫理』（邦訳は、同文館出版 土山實男訳 1988年）の中で提示されたこのような問いは、「核なき世界」の議論が高まり、今年のNP T再検討会議の最終文書に核兵器使用と人道法の関連性が言及された今、再び検討を迫られている。

また、国際社会の戦争にかかわる規範の変化も、核兵器の使用の非人道性について、政治的にも法的にも検討する必要性を高めていると言えよう。例えば、平和構築や紛争解決の文脈で、「人道的介入」や「保護する責任」といったような概念によって国家主権の絶

対性が揺らぎ、国家やそれを統治する政府よりも市民や人間一人ひとりの生存や人権に重きを置くような規範が醸成されつつある。また、イラクやアフガニスタンにおける多国籍軍の平和活動においても、非戦闘員の2次被害に対する敏感な対応がみられる。「正しい戦争」を戦うことは、戦争の目的の正当性 (*jus ad bellum*) だけでなく、戦争遂行に当たつてのその手段の正当性 (*jus in bello*) も、より厳しく問われることになる。

こうした、守るべき価値としての主権国家が相対化したことと、交戦規定に関する国際世論の厳格化という国際環境の変化は、核兵器の使用をめぐる議論においても、国家の防衛という価値が相対化される可能性があることを示唆する。

国際司法裁判所 (ICJ) は1996年、国連総会からの核兵器使用の合法性を問う質問に対し、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則そして特に人道法の諸原則と諸規則に、一般的に反するが、核兵器の威嚇または使用がある国家の生存そのものが危機に瀕しているような自衛の極限的状

況において合法であるか違法であるかを、ICJは明確に決することができない、との勧告的意見を出した。前段の一般的な違法性の議論が重要であることは当然であるが、後段の但し書きも重要な意味を持つ。すなわち、国家の自衛の極限状況において核兵器の使用が違法であると判断できないということは、核兵器の使用が常に国際人道法に反するわけではないことを意味する。従って、安全保障上の目的のためには核兵器の使用は容認されていると解釈されるというのが安全保障政策コミュニティの中では支配的な考え方であった。国家の存続という絶対的な目的の前には、核の持つ非道徳性は政策判断の2次の要素にすぎない。

しかし、そうした核と倫理のジレンマをめぐる議論に変化がもたらされる可能性が出てきた。今年5月に開催されたNPT再検討会議の最終文書では、核兵器の使用がもたらす人道的惨禍への懸念と、核兵器の使用は人道法を含む国際法に常に則していなければならぬとの記述が、初めて入れられた。NPT再検討会議最終文書という、国家間交渉でコンセンサスを得た文書において核兵器の使用の人道性の問題が言及され

たということとは、今後国際社会において核兵器使用の人道性を厳密に問う議論が高まる可能性を示唆する。

もちろん一足飛びに、核兵器禁止条約のように核兵器が非合法化されることは考えられない。それは何より、対地雷やクラスター爆弾と異なり、現在の核保有国にとってみれば核兵器は、その軍事的・政治的価値故に、他国が保有し続けるのであれば容易に放棄し難いものであるからである。一国でも核兵器禁止条約に参加しないということになれば、圧倒的な優位を一国に与える状況になり、例外的な保有が許容されるとは考え難い。しかし、核兵器禁止条約をめぐる議論の過程で核兵器の非人道性および合法性をめぐる議論がより活発になれば、それは将来の核戦略の策定にも影響をもたらす可能性がある。

核兵器による被害が国際人道法上違法であるとの解釈が定着し、ICJの勧告的意見における後段の但し書き部分の正当性が認められなくなった場合、都市、すなわち一般市民への攻撃を想定した核兵器の使用は、国際法上不可能になる。さらに言えば、核兵器が著しく削減された状況において、第一撃を想定しない抑止

のための報復であったとしても、少ない数の核兵器で信憑性の高い報復の戦略を策定しようとしたとき、相手の兵力を標的とする「カウンター・フォース（対兵力）」ではなく、都市や産業などを標的とする「カウンター・バリュー（対価値）」の原則を採用することは避けられるのか。また、カウンター・バリューの原則を採用したとして、対価値攻撃が、相手の戦意を挫くことができず、残存が予想される核戦力による報復を招かないとも限らない。そうであるとするならば、いくら核兵器が削減されても、カウンター・バリューの採用は困難であり、他方、たとえカウンター・バリューで抑止力が維持可能との判断が出来たとしても、国際人道法と核ドクトリンの間で非整合性が生まれることになる。この非整合性を回避するために、核の使用禁止、そして核廃絶へと移行するというシナリオは想定可能なのか。もしそれが困難であるとするならば、このギャップを管理するための論理を構築していく必要がある。

より少数の核兵器でもカウンター・フォースに基づき核戦略の構築は可能であるとの議論もある。アメリカ

カが脅威と見なす対象国が保有する核戦力はかつてほど強大なものではなく、標的をミサイルサイロや指揮命令部などの中核的な標的に絞り、運用の柔軟性と戦力の残存性を高めることによって可能になるとされる。

しかし、非対称的な戦力バランスの関係にある場合、標的の位置や戦力構成を明らかにすることは考えにくく、そのような情報が不完全な場合、戦力だけ見れば圧倒的な優位にあつたとしても、カウンター・フォースを標的選定の原則として維持することは難しいのではないだろうか。カウンター・バリエーの原則が適用不可能であるとすれば、やはりアメリカおよびロシアが大幅な核戦力の削減を、他の核兵器国に先駆けて実施しなければ、他の核兵器国が核兵器を削減していく諸因は高まらないと考えられる。

また、核兵器の使用における倫理性という要因は、意思決定者の判断をより複雑にし、また敵対する側にとつても相手の行動を合理的に予測することを困難にする。

意思決定者の誤情報による判断、あるいは情報判断のミスや相手の反応を見誤る誤算による非合理的な判

断は偶発的な核戦争を引き起こす可能性がある。過去の戦争においても、誤算の積み重ねや、第一次世界大戦前のオーストリア皇太子暗殺事件のような事件がトリガーとなつて「クライシス・スタビリティ」の状況が崩壊し、戦争が勃発したことを考えると、誤算や誤解のような非合理的な要因によって抑止関係が崩壊することも想定し得る。

国際規範や倫理に対する遵守の姿勢が異なる場合、さらに状況は複雑である。例えば、先行不使用宣言や消極的安全保障といった宣言的政策が緊張を緩和し核軍縮を進めるための措置として決定的な役割を果たし得ないのは、このような宣言的政策は本当に遵守されるのかどうかについて確証が得られないためである。そのような誤算や誤解を避けるには透明性の向上を含む信頼醸成が必要となってくる。

しかし、核兵器国およびその拡大抑止の下にある同盟国と対立関係にある国にとつてみれば、戦力的な劣位を補完するために核戦力の秘匿を図るなどの措置を講じるであろうし、また、相互の脅威削減プロセスにおいて、高い確証と信頼が確立され得なければ、戦力

や核能力を放棄することは国内政治的にも安全保障戦略面を考へても困難であろう。それは、米口関係のように長い戦略対話の歴史がある関係よりも、インドやパキスタンを抱える南アジアやイスラエルやイランを抱える中東といった、脆弱な安全保障環境にある地域や、これまで踏み込んだ戦略的な対話を実施してこなかった米中のような非対称的な大国間の関係の中で顕在化する。そうであるならば、まず脅威削減の必要性を相互に確認しあう信頼醸成のプロセスに対する構想が必要になる。

また、核の使用の結果責任にも言及する必要がある。抑止が利いていることによって、戦争を回避し、多くの命が救われるということであるならば、結果として核兵器の使用を示唆する抑止は倫理的であるということもできる。しかし、抑止が失敗した後に訪れる核による破滅という結果について、その目的が適切であったからと言って倫理的な判断を免れ得るであろうか。このように、結果論から見た倫理性も一元的に判断できるものではない。

「核なき世界」の前提として 核不拡散・核テロ対策

核兵器国間の核軍縮プロセスと同時に考えなくてはいけないのが、四賢人の論評でも、プラハ演説でも強調された、またNPRにおいても高い優先順位をつけられた、テロリストや「ならず者国家」など、非合理的なアクターによる核の脅威にどう対処するのかという問題である。非国家主体や「ならず者国家」のように従来の核抑止の論理が通じないアクターの脅威に着目した場合、これまで抑止が機能してきた実績はあまり意味をなさない。これは既存の抑止論の限界をどう乗り越えるのかという課題である。

韓国の哨戒艇「天安」が北朝鮮の潜水艇によって撃沈されたとされる事件が示唆を与えているのは、国際秩序や関係国間の関係性を全面的な質的転換をさせる意図がなくても、現状を打開しようとして、破滅的な報復の敷居を超えない範囲において、得ようとする利得の規模に応じた攻撃の可能性である。核兵器を持ったアクターが秩序自体への変更と、変更後の国際秩序の中で優位を得ようとするところまで企図せず、かく

乱のみを狙っていた場合、そうした相手に対しては従来の核抑止は利かない。テロリストや「ならず者国家」の行動は多くの場合このような意図を持つ。核の意味の低下は、このような挑発行為に対する核の使用の蓋然性が低いと判断した場合顕著になるであろう。これを、抑止の破たんと見なすかどうか。また、核の使用の蓋然性を高めるという対応が、これらの企図を抑制することにつながるのであろうか。そもそも、非国家主体による核テロについては、報復すべき対象が想定されにくく、核による抑止も、核による報復も、実態としてほぼ不可能ではないかと考えられる。そうであるならば、テロリストや「ならず者国家」の抑止は、核以外のアプローチを強化せざるを得ない。

それと同時に、テロリストや「ならず者国家」のように、国際社会の規範に従わないアクターに核兵器が渡らないような措置を強化することが必要となる。原子力の平和利用から核拡散および核テロの脅威を低減させることである。

近年、エネルギー安全保障や地球温暖化対策を理由として、原子力発電の導入を表明する国が相次いでい

る。原子力の平和利用と核拡散の関連で最も深刻な懸念は、核燃料サイクル技術の拡散の可能性であると言つてよい。故に、核燃料サイクル技術をどのように管理するのが、核廃絶を目指す過程、および「核なき世界」が達成された状況で安定的な秩序を維持していく上での重要なテーマになる。

核燃料サイクル技術の管理には大別して二つのアプローチがある。一つは、保障措置や検証など国際的に定められた一定の基準を厳格に遵守すれば、どのような国家でも技術の獲得を認めるというアプローチであり、もう一つは何らかの措置によって技術保有を特定の国に制限するというアプローチである。しかし、後者については、NPT第4条に規定された原子力の平和的利用の「奪い得ない権利」との齟齬を生じることになるため、普遍的な規範として国際社会に定着させることは困難であろう。そうであるならば、具体的に民生用原子力活動やそれに使用される核物質が軍事用に転用されていないことを検証すること、およびテロリストなどの盗難や攻撃から防護することが、どの程度完璧に実施できるかを追求していかざるを得ない。

もう一つ留意しなければならないのは、不遵守への対応である。核兵器の数がゼロになった場合、核燃料サイクル技術を持つ国は、潜在的な核兵器国として、現在よりも相対的に核をめぐる国際秩序における重要性が高まる。核燃料サイクル技術を保有することが「核なき世界」において抑止力になり得るかどうかにについては、検証の完全性、および核兵器保有までに要する時間で国際社会が何かしらの有効な対処（例えば説得や制裁）をし得るかどうにかかってくる。もし両者が担保されれば原子力の平和利用の抑止力としての意味は低下する。しかし、検証の完全性が担保できない場合、突如として核保有国が出現する可能性が出てくるため、その場合、国際社会がそうしたリスクを許容するとは考えにくい。核燃料サイクルの保有の政治的・戦略的な意味を減ずるためにも、完璧な保障措置・検証のメカニズムを、不遵守事案に対する効果的な制裁等を通じた有効な是正策とのパッケージで構築する必要がある。もし両者が担保されれば原子力の平和利用の抑止力としての意味は低下する。

しかし現在、イランの核開発疑惑の事例が示すよう

に、既存の保障措置体制では完璧な検証は提供し得ないし、また、不遵守の是正のための効果的な強制措置も取り得ない。現在、イランに対する姿勢が米、日、欧、中など有力国間で異なり、核拡散疑惑に対して国際社会が一致して強力な対応を示せない状況がある。さらに、アメリカの主導によりインドを原子力供給国グループ（NSG）の輸出規制ガイドラインの例外としたことなどに代表されるように、また国別に締結する2国間協定を通じて核燃料サイクル技術へのアクセスを差別的に規定するなど、個別の事案ごとに異なる基準を採用するといった状況は、核不拡散、核テロ対策等においてグローバルなコンセンサスを獲得しにくい政治環境を作り出してしまっている。

核なき世界の国際秩序にむけて

戦後、核兵器の存在は国際秩序のあり方を規定してきた。その核兵器の役割が他の兵器体系の役割や政治外交、経済の役割との関係において相対化された（絶対的なパワーの源泉と見なされなくなった）とき、国際政治のゲームのルールは変わるのだろうか。

核兵器がゼロになれば、政治、社会、環境などの面で国際社会に与えるストレスの軽減にはつながるであろう。しかし、核の存在が国家間の戦争への衝動を抑制し、大規模な戦争の不在の状況を維持してきたとの見方は有力である。そして「核なき世界」が、今より、より平和で安全であるとは限らない。

戦前、イギリスのノーマン・エンジェルは、自著『大いなる幻想』の中で、欧州では金融、経済の相互依存関係が深まっており、大國間で戦争をすることはどの国にとっても許容できないと述べていた。しかし、その後、ドイツと英仏はその経済的な結び付きにもかかわらず戦争へと突入した。それを考えると、現在深化しつつある経済のグローバル化や相互依存に各国間の軍事戦略上の関係を完全に変容させるだけの効用を期待すべきではない。しかし、少なくとも戦争の確率は著しく低下させることができるであろう。プーラハ演説に示された、核兵器の使用が社会や経済だけでなく、人類の存亡まで脅かしかねないという認識は、それが核テロの脅威を強調する文脈において言及されたとしても、図らずも相互依存の深化した国際社会に

とって、核の使用が致命的な影響をもたらす可能性を示唆している。

このことは理性的なアクターが核の使用の蓋然性を低下させることを意味するが、同時に利己的なアクターの行動に国際社会がより強く規制されることも意味する。核の役割が減少し、その影響力の相対化が進む世界では、現行秩序の下での特定の事項に関して拒否する意思と能力を持ったとしても、秩序の再構成に関与する意思はない、すなわち、かく乱者としてのみ振る舞うアクターが問題となろう。既存の秩序を覆うことができる（既存の秩序に対する拒否能力を持つ）のは、核のようにすべてを破壊しかねない能力だけではなく、現在の秩序を支えるインフラを破壊する能力も想定され得ることになる。アメリカが「グローバル・コモンズ」という表現を使って、海洋航行の自由や宇宙、ネット空間などのセキュリティを重視するようになったのは、このようなグローバル・コモンズが安定し、かつ開放的であることが、技術的に高度化し、相互依存が深化した国際秩序に不可欠なインフラとなっているからである。

核全廃が国際秩序の維持にとつてどのような意味を持ち得るのかは、いまだ未知数である。核がなくなれば、圧倒的通常戦力を持つアメリカの政治的な優位性が高まると議論することもできる。他方、国家間関係や国際秩序を規定する絶対的なパワーが消失したとみれば、国家間の力関係はより相対化され、国際秩序は多極化に向かうであろうと議論することも可能である。

多極化の傾向が進む世界においては、一国のパワーが相手国の行動を一方的に規定し得る状況はより限定的になっていくであろう。安全保障環境の規定要因として国家間の相互作用がより重要になってきていくとすれば、相手の行動の背後にある懸念や動機を理解し、自らの行動や政策の中で相手の安全保障上の懸念にどの程度配慮できるかが、自国の安全保障を向上させる上でも重要となる。国際秩序を維持していく上で各国間の協調は不可欠なものとなりつつある。

しかし国際社会は、国家主権の絶対性、核抑止のあり方、核不拡散と原子力の平和利用の権利の関係、核テロに対する脅威認識などをめぐって多様な考えが存在し、それらを包括する国際秩序のあり方についての

方向性が収斂していると言うには程遠い状況にある。異なる思惑を抱えた国々の間で国際協調体制が構築されることは可能なのか。

そうした困難にもかかわらず、「核なき世界」を實現しようとするれば、そして、そのプロセスを安定的に管理していくためには、安全保障における核の役割の低減、核兵器の倫理性、そして平和利用から派生する核のリスクの低減といった領域で、これまでの論理を超えた新しい構想が不可欠である。また、「核なき世界」が新たな軍拡パラダイムによつて代替されることがあつてはならない。「核なき世界」は、米ロという二つの核大国だけが取り組むだけでは実現し得ない。他のすべての核兵器国、そして非核兵器国のオーナーシップと参加が不可欠である。「核なき世界」は、真の国際協調体制を必要としている。

秋山信将

あきやまのぶまさ

一橋大学大学院法学研究科および国際・公共政策大学院准教授。一橋大学卒業、コーネル大学修士。専攻は国際政治。専門分野は、核軍縮・核不拡散。広島市立大学広島平和研究所専任講師、日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター主任研究員を経て現職。